

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日)

三 議題 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙について

## 鳥取県選挙管理委員会告示第十号

鳥取県議会議長から鳥取県知事の退職の申立てがあつた旨の通知を受けたため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十四条の規定による鳥取県知事選挙を行うべき事由が生じたので、告示する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

### ◆選管告示

選挙管理委員会の招集

鳥取県知事選挙を行うべき事由の発生

目 次

### 鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和五十八年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十八年二月十四日（月）午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室